

2 その他

審議会委員選挙について

選挙で選出される審議会委員は8名であり、所有権者と借地権者でそれぞれ選挙を実施し、審議会委員が選出されます。

現在の委員の定数は、所有権者が7名、借地権者が1名で、立候補者数が委員の定数を超えない場合には、選挙は行われず、立候補者が当選人となります。

それぞれの立候補者数が委員の定数に満たない場合でかつ、欠員の数が委員の定数の3分の1を超えた場合(所有権者は3名、借地権者は1名)は、再度、選挙(補欠選挙)を実施する必要があります。

所有権者及び借地権者から選出される審議会委員の定数は変更となる場合があります。

2 その他

審議会委員選挙について

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5	27	28	29	30	31	1	2	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
27	28	29	30	31	1	2	24	25	26	27	28	29	30	29	30	31	1	2	3	4

選挙期日・選挙人名簿縦覧期間の公告(10/16)

(市役所本庁舎・各まちづくりセンターの掲示板へ公告)

選挙人名簿作成基準日(11/5)

選挙人名簿縦覧期間(14日間)(11/18～12/1)

縦覧場所:麻溝台・新磯野地区整備事務所 午前8時30分～午後5時

被選挙人立候補届受付期間(10日間)(12/11～12/20)(予定)

投票日は令和2年1月19日